

## ◎国会議員の歳費及び期末手当の臨時

### 特例に関する法律

(平成二四年四月二七日法律第二九号(衆))

#### 一、提案理由(平成二四年四月二六日・衆議院本会議)

○小平忠正君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本法律案は、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、本年五月一日から平成二六年四月三十日までの間、各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費及び期末手当をおのの一二・八八%減額するものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

#### 二、参議院議院運営委員長報告(平成二四年四月二七日)

○鶴保庸介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国会議員の歳費及び期末手当について、本年五月一日から平成二六年四月三十日までの間、それぞれの額に一二・八八%を乗じて得た額に相当する額を減額する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。